

司法から見た神奈川の150年 第8回

大逆事件と内山愚童

横浜弁護士会史は、大逆事件を取り上げていない。しかし、今回、大逆事件を取りあげようと思う。明治44年1月18日付大審院特別部の判決によって死刑を言い渡され、処刑された被告人らの中に神奈川県民がいたからである。箱根大平台にある林泉寺住職内山愚童がその人である。

「小作人ハナセ苦シイカ」と題した本文15頁の冊子の中で、愚童は、「なぜにおまいは貧乏する。ワケを知らずば、きかしやうか。天子金もち、大地主。人の血をすうダニがある」等と書いた(森長英三郎著「内山愚童」

論創社131頁)。横浜曙会の某は、愚童が作成したこの冊子を横浜市伊勢佐木町などで無差別に配布し、不敬罪で処罰された。

やがて、著者である愚童が逮捕され、寺を捜索したところダイナマイトや雷管等が押収され、横浜地方裁判所に起訴された。同裁判所は出版法違反について禁固2年、爆発物取締罰則違反について懲役10年の実刑判決を愚童に言い渡した(前掲202頁)。愚童は横浜刑務所で服役していたが、大逆事件発覚後、取り調べを受け、刑法73条違反でも起訴された。

ところが、「日本政治裁判史録明治・後」(第一法規)に掲載された判決文567頁、570頁を読むと、犯罪構成要件該当性が疑わしい。

特別傍聴を許された東京地裁判事三淵忠彦(後年初代最高裁判長)は、愚童の陳述を聞き、鶴丈一郎判事の尋問を聞き、すこぶる腑に落ちざるものありて実はその後判決言い渡しを聞き各種の疑問を生じたと手紙に書いている(森長前掲250頁)。森長前掲は、愚童は、公訴事実を否認するつもりであったと思われると書いている(249頁、250頁)。司法は、「た

だ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には真剣に耳を傾けなければならなかったはずである(司法制度改革審議会意見書5頁)。ところが、大審院の裁判官は愚童の言葉に「真剣に耳を傾け」なかったのではないか。

愚童は、政友会の原敬に陪審制度の導入を決意させたかもしれない。原は、折から進行中の大逆事件の裁判について、江木衷から、被告人の中に無罪を申し立てている者がいることを聞き、「そのことが天皇に累を及ぼすことを恐れる」との江木の考えを日記に書いた(三谷太一郎著「政治制度としての陪審制―近代日本の司法権と政治」1

25頁(東京大学出版会)。江木は、「天皇の名を以て裁判するは我が憲法の明示するところなるに、事実の認定まで天皇の名を以てするは、いかにも不当のことにて、畢竟……各国通り陪審制度を設け、而して天皇の名を以て裁判すとの規定を設くべきに、陪審制度を削りながら、裁判の方に天皇の名を以て云々と遺し置きたるは失錯にて、今は司法官も後悔し居る様なり」と主張したとのことである。

原は、大逆事件の後、陪審制度の導入に向けて動き出す。愚童の判決文はさらに検証されるべきではないか。

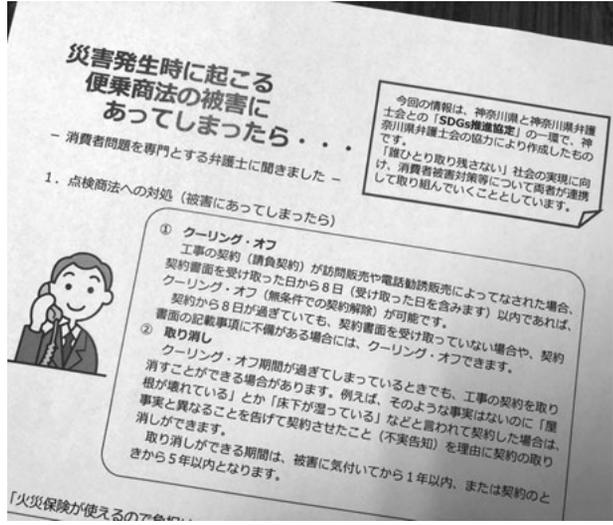
1月11日、恒例の賀詞交換会が開催された。コロナ禍のため、来賓はな少参加人数や時間も制限された中で開催であったが、2年ぶりのロイヤルホールヨコハマでの開催ということもあり、会場は華やかな雰囲気につつまれた。

被表彰者を代表して大倉忠夫会員からスピーチが行われた。修習時代に

現実の梅香亭を体験されたという同会員は、今ほど変化の激しい時代は無い、弁護士会も時代に即して変わっていかねればならないと述べた。身の引き締まる思いであった。

賀詞交換会は、弁護士会の歴史を作ってきた先達の言葉に直接触れる良い機会である。コロナが収束した暁には、是非多

- くの会員に参加してもらいたい。
- 表彰を受けた会員は以下のとおり。おめでとうございます。
- (編集委員長 岩田 武司)
- 1 在会35年の会員
荒井俊通 井上文男 海野宏行 岡部玲子 小川光郎 尾立孝司 影山秀人 小林雅信 齋藤芳則 篠崎百香子 鈴木義仁 中村宏 仁平信哉 古川武志
 - 2 法曹40年以上・本会在会20年の会員
丹野益男
 - 3 本会在会50年
伊藤正一 大倉忠夫 久連山剛正 児嶋初子 鈴木明 根本稠
 - 4 法曹50年以上・本会在会25年の会員
田中清 人見泰碩
 - 5 喜寿の会員
鶴飼良昭 川野碩也 佐伯剛 下條正浩 谷口隆良 千葉勝郎 堤浩一郎 手島俊彦 根本稠 畠山光太郎 三戸岡耕二 村田恒夫 山崎明德
 - 6 米寿の会員
今富博愛 遠藤正敏 佐久間重吉 佐藤直 戸井田啓治
 - 7 卒寿の会員
伊藤平信 大倉忠夫 小林嗣政 世古晴次 田中清 丹野益男 内藤巨 人見泰碩 安國種彦
 - 8 白寿の会員
高山尚之



当会が執筆に協力した神奈川県発行のコラム

当会と神奈川県との間で2020年3月に締結したSDGs推進協定において、消費者被害対策に関する連携を行っていくことが取り決められた。

主な取組みとして「消費者被害の未然防止に向け、弁護士の専門的知見を活かした消費者向け啓発資料を作成し、有用な情報を県民に提供する」と、「普及啓発媒体における相互の取組みの周知やイベントにおけるPRなどの協力を通じ

て、より多くの県民へ情報提供を行う」ことになっている。

そこで、一昨年来、神奈川県消費生活課が毎月1回発行している「かながわ消費生活注意・警戒情報」に、当会消費者委員会の委員が、時宜に合わせた消費者事件の注意喚起や対処法をコラムの形で執筆している(執筆は不定期)。

また、消費生活課で実施している「消費生活出前講座」のホームページ

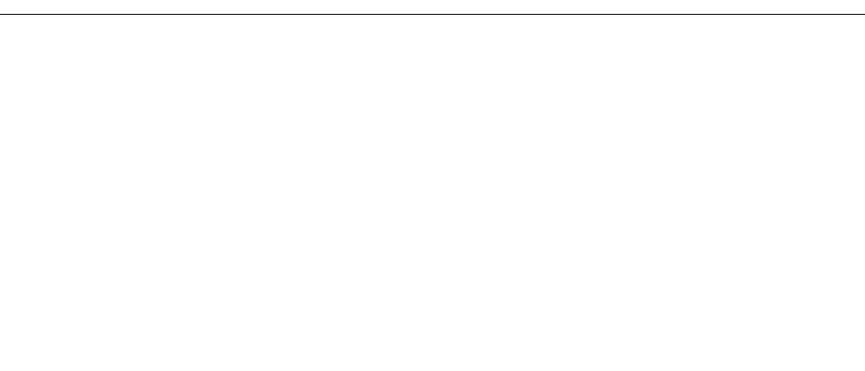
と当会ホームページ「消費者の部屋」(出前授業や講師派遣の案内がされている)との相互リンクを行っており、さらに、昨年5月の消費者月間(毎年、テーマを定めて消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業が集中的に行われている)の取組みの1つとして、当会とのSDGs推進協定について県によるSNS(Twitter及びFacebook)での紹介もなされた。

その他、消費者委員会が昨年8月23日に行ったシンポジウム「みんなで防ごう高齢者等の消費者被害」においても、このSDGs推進協定の一環として消費生活課の職員の方にパネラーとしてご登壇いただいた。

協定に基づく連携はまだ始まったばかりで、県と弁護士会との間でどんなことができるのか、まだまだ手探りの状態である。もっとも、SDGsに関する協定を地方自治体と弁護士会が結ぶというのは全国的にも先進的な取組みであり、今後少しずつでも活動・連携を多様化させていきたい。

(会員 西本 暁)

新年を静かに言祝ぐ



賀詞交換会の様子

- 賀詞交換会の様子
- 1 在会35年の会員
荒井俊通 井上文男 海野宏行 岡部玲子 小川光郎 尾立孝司 影山秀人 小林雅信 齋藤芳則 篠崎百香子 鈴木義仁 中村宏 仁平信哉 古川武志
 - 2 法曹40年以上・本会在会20年の会員
丹野益男
 - 3 本会在会50年
伊藤正一 大倉忠夫 久連山剛正 児嶋初子 鈴木明 根本稠
 - 4 法曹50年以上・本会在会25年の会員
田中清 人見泰碩
 - 5 喜寿の会員
鶴飼良昭 川野碩也 佐伯剛 下條正浩 谷口隆良 千葉勝郎 堤浩一郎 手島俊彦 根本稠 畠山光太郎 三戸岡耕二 村田恒夫 山崎明德
 - 6 米寿の会員
今富博愛 遠藤正敏 佐久間重吉 佐藤直 戸井田啓治
 - 7 卒寿の会員
伊藤平信 大倉忠夫 小林嗣政 世古晴次 田中清 丹野益男 内藤巨 人見泰碩 安國種彦
 - 8 白寿の会員
高山尚之



神奈川県弁護士会のSDGs 第2回

消費者委員会の取組み



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その32

「電子署名」と「電子認証」

その2

今回は、電子署名の身近な利用例として、PDFファイルに電子署名を行う方法についてみていきます。

PDFファイルに電子署名を追加することによって、署名者が作成者であることを証明でき、さらに内容が不正に改ざんされることを防止できます。

署名を追加する最も簡単な方法は、あらかじめ認証機関から電子証明書（デジタルID）を取得し、PDFソフトである Acrobat のメニューからPDFファイルに埋め込む方法です。ちなみに、どの認証機関から電子証明書を取得するかですが、Acrobat が推奨する認証機関（AATL）を利用するのがよいでしょう。ただ、例えば登記・供託オンラインシステムのよう、あらかじめ利用するサービスで認証機関が指定されている場合もありますので注意して下さい。

なお、相手方には、あらかじめ自分の証明書（公開鍵）を渡しておく、信頼済み証明書として取り込んでもらう必要があります。

この証明書も Acrobat を使って発行することができます。

ことができず、発行された証明書をメールなどで相手方に送り、相手方の Acrobat に信頼済み証明書として追加してもらいます。それ以降、受け取ったPDFの電子証明の有効性を相手方が検証できるようになります。

ちなみに、Acrobat には Self-Sign という認証機関を利用しない簡易な電子署名の方法もあります。こちらは無料で利用できますが、本人確認の信用性が低いというデメリットもありますので、利用場面に応じて使い分けるのがよいでしょう。

（会員）内山 浩人

ネット記事と裁判取材

皆さんから記者クラブ

報道にとって裁判はとても重要な取材の一つだが、実はテレビのニュースとは、それほど相性が良いとは言えなかったと感じている。というのも、読者が読んで理解する新聞の記事とは違い、アナウンサーが読むニュースを聞いて理解してもらわなければならないからだ。このためテレビでは裁判を詳しく報じるのではなく、視聴者にわかりやすく要点を短く伝えようとする傾向があったと思う。

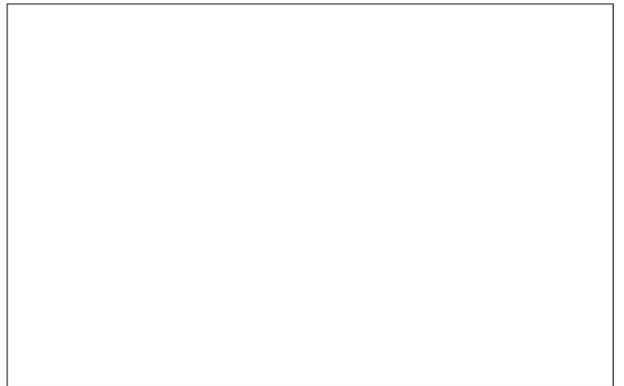
私自身も様々な裁判を取材し原稿を書いたが、裁判取材で分かったことを伝え切れていないのではという思いもあった。しかし、今は多くの人がインターネット記事と裁判取材を取材する記者にとってはチャンスだ。

去年11月に横浜地裁で判決言い渡された、旧大口病院の看護師による点滴殺人事件では、報道できる、ネット記事にも力を入れていくべきだと感じている。

（NHK横浜放送局 笹谷 岳史）

シンポジウム「法教育と特別活動」

「話し合い」に「法教育」のエッセンスを



パネルディスカッションの様子

横浜市立伊勢山小学校教員と法教育委員会所属の弁護士は、3年にわたって、法教育のエッセンスを取り入れた「特別活

動（話し合い活動）」に取り組んできた。1月22日、その内容を紹介し、学校教育における法教育の活用を目的とするシンポジウムが行われた。

まず第一部では、福井大学の橋本康弘教授が、基調講演として、「正解」を当てようとするのではなく、個人の尊重を基点に、お互いの意見を受け入れな

から話し合いで解決策を考えていくことの重要性を説いた。次に、村松剛会員が、法教育のエッセンスが解決策を考えていく上での枠組みや視点として有益であることを紹介し、伴英子校長と吉野周一郎教諭が、子どもたちの課題を発見する力、対話の力、合意形成の力が伸びたことを報告した。続いて、藤代海意教諭と増木輝臣教諭が実際に授業で実践した様子を報告した。

「話し合い活動」に話し合いによって自分の考えを深められるようになった」など、子どもたちに大きな変化が生じたという成果や、法教育と弁護士が関与した意義を具体的に検討した。さらに伴英子校長は、子どもたちだけではなく教師も変わり、多様な考え方を認められる雰囲気形成されて、学級経営・学校経営にも影響が及んでいると語った。

3年前、弁護士側でもこれほどの成果を予測していた者は少なかったのではないだろうか。これからも研究を進めて、次の活動につなげていきたい。（会員）瀬川 智子

理事者室 だより

いかさまに身はくたくともむらぎもの

心はゆたかにあるべかりけり

副会長 畑 裕士

の和歌が記載されている。全部で30種類の大御心が存在するそうで、新年から凶を引くのも嫌だし、吉凶よりもありがたい感じがするので私は毎年このおみくじを引くことにしている。裏面にはちゃんと意味が書いてあり、「どのよう

表題の和歌は、今年の初詣で引いたおみくじの言葉である。

「ご存じの方も多いと思うが、明治神宮のおみくじには、吉凶ではなく、大御心（おおみこころ）という人生訓となる内容

「理事者に就任してから日々追われるように過ごして年末まであったという間であったが、年明け後は、まさに「一月往ぬる2月逃げる3月去る」の諺どおり。やるべきことは山積みなのに時間はどんどん過ぎていく。今年の大御心は、自分にぴったりだった。

ところで、写真は、昨年3月号でも触れたセイインコである。飼いはじめて1年半ほどになるが、簡単な言葉

切です。」とあった。理事者に就任してから日々追われるように過ごして年末まであったという間であったが、年明け後は、まさに「一月往ぬる2月逃げる3月去る」の諺どおり。やるべきことは山積みなのに時間はどんどん過ぎていく。今年の大御心は、自分にぴったりだった。

最後に、この場を借りて当会の職員をはじめ1年間支えてくれた全ての方々に感謝申し上げます。

かなパブ最前線* 高梁に旅立ちます

岡山弁護士会 会員 水谷 寛

3月末頃から、岡山県にある高梁ひまわり基金

法律事務所の所長として赴任することになり、前

横浜にしはしの別れ

任所長からの引継ぎのため、1月14日をもってかなパブを退所することになった。2年間の養成に区切りがつくことになる。2年前の1月、かなパブへ入所した当初は、ちよつとした事件処理に躓き、大したこともないのに思い悩み、右往左往していた。加えて、コロナウィルスの流行により、緊急事態宣言が発令され、予定していた相談が中止になったり、裁判所の期日が延期になるといった事情も重なり、「1年半から2年程度で、公設事務所へ赴任することが出来るのか」という不安は募るばかりであった。そんな純で初心だったころの自分と比べると、

いまの私は、なんとなく弁護士然とした雰囲気がある。様々な事件を通して、多様な人々と出会い、多くの経験のおかげだと思ふ。もつともこうした雰囲気は、よく言えば落ち着いたきが出てきたともいえるが、太々しくなったという方が適切かもしれない。多くの経験の中には、つらいことやしんどかったことも多分に含まれ、自分の無力さや諦念の思いから、綺麗だった私はドンドンと擦れていき、くさくさしていったことがその原因だろう。

それでも、養成期間を無事終え、晴れて公設事務所へ赴任することになったのは、周囲の支えがあったからだと思う。指導していただいたかなパブの先輩方にとどまらず、事務局や同期、果てには後輩にまで助けられることもあり、感謝の念に堪えない。また事務所外の先輩や同期にも、時には愚痴を聞いてもらい、時にはアドバイスをもらうことで、何とか2年間、生き残ることができた(特にチューターの先生方にはお世話になった)。今後は、司法過疎地域における数少ない弁護士として、重大な責任を担っていくことにはなるが、かなパブでの経験を活かし、やりがいのある仕事をしたい。

久しぶりの

新年宴会・新入会員歓迎会

乾杯の発声をする高岡常議員会議長

1月11日、ロイヤルホテルヨコハマにて、新年宴会・新入会員歓迎会が開かれた。昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったため、「新入会員」とは言っても、主に少なくとも1年ほど弁護士として仕事をしてきた新入会員を、遅ればせながら歓迎する会となった。

内輪の話で申し訳ないが、コロナ禍で社交委員の仕事も開店休業に近い状態となっていたところ、今年の賀詞交換会・新年宴会・新入会員歓迎会は、久しぶりの出勤であり、楽しみにしていた。そこに第6波の拡大の兆しが見え、ひやひやしたが、なんとか開催することができた。

会は、二川裕之会長からの挨拶で始まり、続いて高岡俊之常議員会議長から乾杯の発声をいただいた。久しぶりのキラキラした会合である。そして、新入会員からの挨拶タイムとなった。例年であれば、つい最近まで修習生だった初々しい新入会員の挨拶にひたすら目を下げながら聞き入るものであるが、今年も、登録から1年経った新入会員や登録換えで入会されたベテランの挨拶となり、1年間の成長や苦勞話、得意分野の話にじつと聞き入る場面もあった。

そのあと、各クラブの紹介タイムとなり、各クラブが新入会員に熱烈なアピールを繰り広げた。それ以外の時間では、会場で名刺交換しながら知り合いの輪を広げるなどの新入会員の姿が見られた。コロナ禍の間をぬって開催できたこの会をきっかけに、新入会員には、楽しく豊かなかなパブライフを末永く満喫していただければと思う次第である。

(会員 石塚 陽子)

横浜法曹テニス倶楽部



1月15日、横浜法曹テニス倶楽部の本年最初のイベントである恒例の初打ち会が、藤沢市の荏原湖南スポーツセンターのテニスコートにて開催された。

当日は、連日の寒さや悪天候と打って変わり、日差しも暖かく、快晴無風の絶好のテニス日和となった。参加者は当会会員だけでなく、その家族、他会の所属弁護士も参加し、多種多様な参加者で大変盛り上がった。開催に先立って、小林雅信会長より、昨今より続く新型コロナウイルス感染症蔓延の防止のため、しっかりとマスクを着用した

り、待機時間ではソーシャルディスタンスに十分留意するように説明がなされた。初打ちはあらかじめAを決め、レベルに合わせたABCの三クラスに分かれ、ダブルスのリーグ戦を行い、Bクラスではトーナメント戦による決勝が行われた。Aクラスでは、白熱したラリーの続くハイレベルな試合展開が繰り広げられ、野村遥祐弁護士と中村勘太郎弁護士のペアが優勝した。Bクラスは、参加チームが各クラスで最も多い激戦区となりながらも、大川宏之会員親子のペアが阿吽の呼吸を見せて優勝した。Cクラスでは、今回は8ゲームマッチという変則的なルールで行われたため、長時間の大激戦が何試合も繰り広げられ、その中で見事、高原将光会員と植月沙知会員のペアが優勝した。

左から高原会員、植月会員、野村弁護士、中村弁護士、大川会員

編集後記

ついでこの前新年が明けたいと思っていたら、早くも新理事者紹介の号となりました。新理事者の皆様、令和4年度かな弁丸の舵取りをよろしくお願ひします。ということで、同期から会長が出ました。ついでこの前入会したばかりだと思っていたのだけれど。

- デスク 久保 義人
- 記者 青山 良治
- 田鍋 智之
- 小野 航平
- 土居 久子
- 飯島 麻樹
- 中込 竜司